

住民説明会（第 32 回）

日時：平成 27 年 4 月 24 日（金）14：00～16：00

場所：東淀川区民ホール

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶を申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆様、こんにちは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼して、この場からご挨拶を申し上げます。本日は本当にご多忙の中、特別区設置協定書の説明会にお越しいただきましてありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして、格別のご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

この説明会は、先月 3 月 13 日に大阪市会、3 月 17 日に大阪府議会で、それぞれこの特別区設置協定書が承認されまして、来る 5 月 17 日に大阪市における特別区の設置に関する住民投票が行われます。このため、法律に基づきまして、法律と言いますのは、大都市地域における特別区の設置に関する法律というものでございますが、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

したがって、本日は後ほど橋下市長も参りまして、直接皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますが、その前にまず、われわれ事務局の方から皆様のお手元にお配りをしておりますパンフレット、これに基づきまして特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りしておかなければなりませんが、この特別区設置協定書に記載されている内容は、例えば住民サービスをこのように充実しますとか、あるいは新しいまちづくりをこのように進めますといった、いわゆる地域の将来計画といった内容のものではありません。この特別区設置協定書は住民サービスや新しいまちづくりを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのか。そういうことを示しているものでございます。

具体的には、現在の人口 270 万人の政令市である大阪市を 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆様に選ばれた公選の区長、区議会を設けるということ。もう 1 つは、今まで大阪府と大阪府が両方でそれぞれ担ってまいりました広域行政といわれる分野、これは役所の仕事の中でそういう仕事の分野があるのですが、この広域行政と言われる分野を大阪府に一元化するという、まさに自治の仕組みをどうするのか。つまり、これから皆

さんに住民サービスを提供する役所をどのようにしていくのか。こういうことを示しているのが、この協定書でございます。

そういう意味では、今までにない初めてのものでもございますし、また、馴染みのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくことが本当に難しい部分もあろうかと思いますが、本日は 2 時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、われわれ、できる限りの分かりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、壇上からの説明になること、また入場の際して金属探知機での検査など、たくさんのご不自由、あるいはご不快に思われた方もたくさんおられると思いますが、その点深くお詫びを申し上げますとともに、来る 5 月 17 日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願いを申し上げます、最初のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいいたします。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

(司会)

事務局からの説明終了後に、橋下市長と金谷東淀川区長が出席いたします。わたくしは本日司会進行を努めさせていただきます大都市局組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして、事務局よりご説明申し上げます。前のスクリーンの方にもパンフレットの該当ページを映しますので、よろしくお願いいいたします。そうしたら、手向部長よろしくお願いいします。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

そうしましたら、こちらの方の説明パンフレットに基づいて協定書の説明をさせていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

まずこのパンフレットの 3 ページから 4 ページにわたっての見開きの「協定書のイメージ」という部分をご覧ください。この左側のページの「現在」の部分に記載していますように、国におきまして、大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。

具体的に大阪市で言うと、一人の市長では 270 万市民の声にきめ細かに対応するのは難

しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも、市一律の住民サービスが行われています。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠、ピンク色の部分です、に記載しているような産業・港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い府域の中で、それぞれ別々に行っている状況です。

これをページの真ん中から右に記載していますように、産業・港湾などの広域機能を大阪府に移し、これら広域機能を大阪府に一元化することで、右下にありますような大阪トータル観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、これら広域機能以外の、上の部分ですが、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として、30万から70万人の5つの特別区を新たに作ります。

これにより、市長に任命された職員区長ではなく、住民に選ばれた5人の区長、区議会のもとで、住民の声をより身近に聞いて、市一律でない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていく。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは、協定書の内容などにつきましてご説明いたします。6ページをお開きください。「特別区とは」という部分をご覧ください。「特別区」は、市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し、予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して、現在皆さんがお住まいの区は「行政区」と言います。区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成する権限なども持っていません。

その下の「協定書とは」という部分をご覧ください。

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づいて、特別区が設置される日、5つの特別区の名称と区域、「特別区」が担う仕事と「大阪府」が担う仕事はどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

その下段「今後のスケジュール」がございます。これについてご説明します。

特別区設置の賛否を問う住民投票については、5月17日日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。

この住民投票で、特別区設置についての賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成29年4月に特別区が設置されることになります。

反対の票数が有効投票の半数以上の場合、特別区は設置されません。

次に7ページをお開きください。「協定書ができるまでの背景・経緯」についてご説明いたします。ページ中ほどの囲みの部分をご覧ください。

平成24年4月から、大阪府と大阪市の条例に基づいて「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」を設置し、国に先駆けて、大阪から、大阪にふさわしい大都市制度についての議論を行いました。

その下の「参考」をご覧ください。こうした中、平成 24 年 8 月に「大都市域における特別区の設置に関する法律」、いわゆる「大都市法」が制定されました。

その下の下段の囲みをご覧ください。この「大都市法」の規定に基づき、平成 25 年 2 月に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置され、23 回にわたって議論を行い、平成 27 年 1 月に協定書案が取りまとめられました。

その後、2 月に総務大臣から協定書案について「特段の意見はありません」との回答をいただき、3 月には府市両議会において承認されたところです。

続いて「協定書の具体的な内容」についてご説明いたします。右の 8 ページのまず上の部分をご覧ください。

「特別区の設置の日」です。住民投票で特別区設置について賛成多数となった場合は、平成 29 年 4 月 1 日に 5 つの特別区が設置されることとなります。

その下の四角、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。まず、特別区の名称については「大阪府・大阪市特別区設置協議会」において、シンプルで分かりやすい名称ということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区については、ベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会において、それぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動・交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担うに足る人口規模・大きさなど、こうしたことを備えているかなどの観点から、それぞれの地図に色分けしたエリアと決定されたところです。

なお、住之江区については、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は、町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところです。

次に、本庁舎の位置ですが、特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区は現在の西成区役所となりました。

各特別区議会の議員の定数については、現在の大阪市会の議員数 86 人を北区に 19 人、湾岸区に 12 人、東区に 19 人、南区に 23 人、中央区に 13 人と割り振ったところです。また、議員報酬については、市条例に規定する報酬額の 3 割減となっております。

最下段の「ひとくちメモ」にあるとおり、現在の 24 区役所及び現在の出張所などはすべて特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務を行うことといたしております。住民の皆様の利便性が損なわれることはありません。

9 ページをお開きください。北の 9 ページから 13 ページにかけて各特別区の概要を記載していますが、まずこの 9 ページの北区の概要で申しますと、現在の大阪市役所が本庁舎となり、現在の都島・北・淀川・東淀川・福島の各区役所、そして、現在の東淀川区役所

出張所が支所等として残ることになります。

また北区は、最下段に記載しております主要統計の中では、昼夜間人口比率が153%と住んでいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口が69.4%と高い数値になっています。さらに、上段の地図からも、都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

続きまして10ページの湾岸区ですが、こちらの概要ですけれども、現在の港区役所が本庁舎となり、現在の此花・大正・西淀川の各区役所、そして現在の住之江区役所の南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また、湾岸区は主要統計の中で工業出荷額が1兆2,000億円と5区の中でもっとも大きなものとなっています。上段の地図からも、大きく海に開かれ、国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能にウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区と言えます。

続きまして11ページの東区の概要についてご説明いたします。現在建設中の城東区役所が本庁舎となり、現在の東成・生野・旭・鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。

また、東区は主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高い数値となっており、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性をあわせ持った特別区と言えます。

右側の12ページの南区の概要ですが、現在の阿倍野区役所が本庁舎となり、現在の平野・住吉・東住吉・住之江の各区役所、そして東住吉区の矢田出張所、平野区役所の加美出張所などが支所等として残ることになります。

また南区は、主要な統計の年齢別人口比を見ますと、東区と同様に、15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、あべのハルカスをはじめ、新しい商業施設、学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など、歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力ある特別区と言えます。

13ページをお開き願います。中央区の概要で見ますと、現在の西成区役所が本庁舎となり、現在の中央・西・天王寺・浪速の各区役所が支所等として残ります。

また、中央区は主要統計の中で、商業販売額が18兆8,000億円と5区の中では最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。また昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。

最初に「協定書のイメージ」のところでご説明しましたように、こうした各区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、

府議会のもとで提供していくことになるものです。

続きまして 14 ページの「町の名称」についてご説明いたします。現在の行政区の名称は地域の歴史や文化を踏まえ、長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間現在の行政区名を挿入することを考えています。

北区について具体的に申しますと、例えば都島区片町を北区都島片町、淀川区十三本町を北区淀川十三本町、東淀川区淡路を北区東淀川淡路、福島区海老江を北区福島海老江、あわせて現在の北区については、例外的に現在の行政区名を挿入せずに、北区梅田は北区梅田とすることを考えています。

今後、最下段の「ひとくちメモ」にありますとおり、特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聞きして決定してまいります。

続きまして 15 ページの「特別区と大阪府の事務分担」をご覧ください。ここでは、特別区と大阪府が行う事務、これからは仕事という言い方をしますが、その役割分担を示しています。

この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか。特別区と大阪府でどのように税源、つまり、お金を配分し、調整するのかなどが決められるということです。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事とあわせて広域交通基盤の整備や、成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っていきます。

この広域的な仕事の部分については、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われています。これを大阪府に一元化して、国で議論されている、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。

そして、特別区では、選挙に選ばれた区長、区議会のもと、先ほど説明いたしましたそれぞれの区の特色などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきっちり分けて、役割分担を明確化するということです。

これまで、大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は大阪府で担うこととなります。したがって特別区は住民に身近なサービスを担うことになり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在、大阪府が行っている仕事は、大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪府の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪府のサービス水準は維持されることになっています。つまり、現在大阪府が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪府のサービス水準は変わりません。

続きまして 17 ページの「職員の移管（特別区の職員体制）」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。

上段の枠囲いの「基本的な考え方」に記載のとおり、特別区と大阪府は、先ほど説明しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府をあわせた概数で左下に記載のとおり、7 万 7,100 人と見込んでいます。その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みです。これは、現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多く増えており、特別区の職員体制を整備するにあたり、技能労務職員以外の事務職員などを増員する必要があると見込んでいることによるものです。その後、行政改革などにより、職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人となると見込んでいます。

次に右側の 18 ページで「特別区の行政組織（イメージ）」を示しています。組織の名称はあくまでイメージであり仮称ですが、5 つの特別区においては、選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。

また、これまでの区役所などで担ってきた住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所などで引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続きまして、19 ページの「税源の配分・財政の調整」についてご説明いたします。まず、上段の水色の部分をご覧ください。「税源の配分」とは、税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。財政の調整とは、先ほど説明した仕事の役割分担に基づいて、それぞれがきっちりサービスを提供できるよう必要な財源、これからはお金と言いますが、これを特別区と大阪府に分けることです。あわせて、各特別区に配るときに、特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整することです。

「基本的な考え方」に記載していますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これにより、お金の面からもサービス水準が維持されます。あわせて大阪府には大阪市から仕事に移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分いたします。

これはあくまでも、市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけ移るといったものではありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は、大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は、特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際に大阪府が受け取るお金については、大阪市から移される仕事に使われているか、検証します。

「特別区の財源（イメージ）」の部分をご覧ください。皆様から納めていただく税金につい

ては、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることになります。そのイメージを表にしたものです。

続きまして、21 ページの「大阪市の財産の取扱い」についてご説明いたします。ここでは、市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式などの様々な財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載をしています。

「基本的な考え方」に記載していますが、まず、学校や公園など住民のサービスを進めるうえで必要な財産は、特別区と大阪府に仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることになります。これまで大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくことになります。サービスの提供者が変わるだけで、市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり当然使えます。

次に、株式や大阪市が様々な目的のために積み立ててきた基金、いわゆる貯金などについては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることになります。

続きまして 23 ページの「大阪市の債務の取扱い」について説明させていただきます。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しています。債務の主なものは、大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて、大阪府と特別区が負担します。この大阪府と特別区の負担額は、先ほど説明した財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

次に、ページ右側 24 ページの「一部事務組合、機関等の共同設置」について説明いたします。上段の方にありますが、「一部事務組合、機関等の共同設置」とは5つの特別区が連携して、効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことです。

一部事務組合については、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。こうした仕組みを使って、大阪府内でも31の一部事務組合が様々な仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営がなされてきております。今回5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は、平成30年に都道府県に移す関係法案が国会で議論されております国民健康保険事業や1つに集約して処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして、中央体育館の管理などがございます。あくまで特別区が担う仕事は、各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は、特別区の全ての仕事のうち約7%です。

次に、25 ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会（仮称）」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会とは、大阪府と特別区が、特別区において必要な住民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）の姿」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事・副知事・都職員に23区長の中から選ばれた8人の

区長となっております。これを大阪では大阪府知事と5つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。

そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保・配分や、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合うこととしております。あわせてこれも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

続きまして、右側26ページをご覧ください。「各特別区の長期財政推計(粗い試算)」についてご説明いたします。上段の黄色い部分、「推計の目的、位置づけ、まとめ」をご覧ください。この財政推計は現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合に、5つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅を持って見ていただく必要がありますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっています。

その下の枠囲みに記載していますが、特別区全体をあわせた推計は下のグラフにあるとおりです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して、平成45年度には約292億円、平成29年度から45年度までの累計では約2,762億円となる見込みです。この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の27ページから29ページでは、5つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、31ページと32ページをご覧ください。皆さんからよくある質問とそれに対する答を載せています。よくある質問としては、特別区になっても住民のサービスは維持されるの？ これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？ など8項目が挙げられています。こういった質問に対してそれぞれ回答を記載していますので、後ほどご覧ください。以上で、事務局からの説明の方を終了させていただきます。ありがとうございました。

(司会)

ここで、市長と東淀川区長が参りましたのでご紹介いたします。橋下徹大阪市長でございます。金谷一郎東淀川区長でございます。それでは、市長よりスライド等を使いまして協定書の内容等についてご説明申し上げます。

(橋下市長)

皆さん、このたびはお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。日頃より

大阪市政にご協力をいただきましてありがとうございます。着席をさせていただきます。今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、市役所の立場で説明をさせていただきます。今後大阪都構想と言わせてもらいます。

まず、はじめに、この説明会をするにあたって、大阪都構想に反対をする人たち、市議会議員が、自民党・民主党・公明党・共産党の皆さんに、何か僕が言っている説明に問題があれば指摘してくださいよと、またここで議論しましょうよということを伝えたのですが、お願いをしたのですが、市議会議員も自民党・民主党・公明党・共産党の皆さん、反対をされているのですが、この場では出てこないということと言われてしまいましたので、このような形で僕からの意見を説明というか、1人の説明ということになりました。本来であれば反対派の人たちを皆さんの前で議論と言いますか、何がどう違うのかを見てもらいたかったのですが、断られたという経緯があります。

それから、これから説明にあたって、一人称、自分のことを「僕」というふうに言いますが、このことでまた新聞やテレビなど、特にテレビのMBSの「ちちんぷいぷい」の石田というコメンテーターが、「僕のもそれは橋下個人の説明会かよ」と言うのですが、僕は大阪市長として今日は説明をしますけれども、大阪市長であったとしても自分を呼ぶときには「僕」と常に言っています。市役所の中でも「これは僕の考え方ですよ。僕はこう考えますよ」と言いますが、それは大阪市長としての立場でももちろん言っているわけです。

橋下徹個人もあれば、大阪市長と同一人物ですけれども、記者会見でも何でも何か問われたときに、「僕はこう考えますよ。僕はこうですよ」と「僕」と言います。そのときに、「大阪市長はこう考えます」とか、「大阪市長はこういうふうに考えております」という、それを赤の他人のように言いません。そこで「僕」と使うだけで、それは「橋下個人の説明会じゃない」とおかしな批判というかコメントなのですけれども、それもまた勘違いされても嫌ですから、今日というか、「僕」というふうに言いますが、これはあくまでも大阪市長であるということを前提に聞いてください。大阪市長としての考え方。ないしはいわゆる大阪都構想の提案者である「僕」という意味だということに考えていただければと思います。

説明に入る前に皆さんにお聞きしたいんですけれども、大都市局の今の説明で、正直におっしゃってください。もうお気遣いなく。さっきの大都市局からの説明で、もう充分分かったという人はどれぐらいいらっしゃいますかね。そうですか。そうですか。何となく分かったという人は。全然、お気遣いなく。全然いいです。もういいですよ。もう全然手を挙げていただかなくても。ほとんど分かってへんわという人は。さっぱり分かってへんわという人はどれぐらいいますか。さっぱりもそうですか。分かりました。すいません。では、説明をさせていただきます。

このいわゆる大阪都構想、こちらに掲げていること、大都市局から説明をさせましたけれども、それを聞いただけでは、良いか悪いかは分かるわけありません。分かるわけがな

いです。これを聞いただけでは、なぜかという、これは、解決策なのです。解決方法。大阪のある問題を解決する方法ですから、では、一体何を解決するのだと。何を解決するのだと。大阪の問題って、橋下、お前が考えている問題は何なのだということを、それをまず聞いていただかないと一体これで何を解決しようとしているのか。その目的を聞いていただかないと、これが本当にそれにふさわしいかどうか分かりません。

例えば、バットとか、バット。野球のバットです。これは重さがこれくらいだ、長さがこれくらいです、値段がこれくらいですといろいろ聞いたうえで、皆さんはそれを買うかどうかと判断するとき、その目的が野球で使うというのだったらこの値段くらいだったらそれで買おうかとなります。では、ゴキブリを潰す目的でというふうになったときに、バットをどうしようかと考えたときにほかのものが無い。それしかない。値段も非常に安かった。それだったらゴキブリを潰すためにはこれは買ってもしいいのかなあ。いや、でも、この値段でそれだったらほかにゴキブリを潰すための物があるのだったらバットはやめようとか。バットというのは、何かをやるための手段であって、それだけを聞いても、バットの長さはこうです、重さはこうです、値段はこうですと言っても、それで何をやるのかという目的を定めないとそのバットがそれにふさわしいのかどうなのか、そこを判断していただかなければいけないと思っています。ですから、これで一体何を解決しようとしているのか。いわゆるこの大阪都構想を提案した理由、目的をまず聞いていただきたいと思っています。

僕は大阪府知事という仕事もやっていました。3年8ヶ月やりました。そして、今、現職の大阪市長です。知事と市長の経験を通じて感じたことは、大阪府庁と大阪市役所という役所。役所の仕事は整理が全然できていない。役所の役割分担が全然できていない。このことによって非常に大阪市民の皆さん、府民の皆さんにマイナスの影響を与えている。大阪にとってマイナスだと。要は役所がおかしいというのが僕の問題意識なのです。だから、この大阪のためにもっと働く。市民の皆さん、府民の皆さんにとってもっと役所がうまく動くように役所を改革しよう、役所を作り直そうというのがこの大阪都構想というものなのです。

大阪府庁と大阪市役所というものが、今、大阪市民のためになっていない。大阪府民のためになっていない。大阪のためになっていない。だから、一からその役所を、大阪府庁を、大阪市役所を作り直しましょうよというのがこの大阪都構想です。

では、大阪府庁と大阪市役所、仕事の整理ができていなくて、役所の大阪府庁と大阪市役所の役割分担ができていなくて、どんな問題があるのか。その1つは、大阪市民の皆さんに、大きな多大な負担を背負わせているということ。それから、もう1つは、大阪全体を発展させることが今の大阪府庁、大阪市役所ではできないなというふうに感じている。それから、大阪市内でこれから住民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応する、そういう役所の仕組みになっていないなあ。この3点です。大阪市民の皆さんにすごい負担を負わせてしまっている。それから、大阪の発展、それを実現できるようなそういう役所

になっていない。そして、もう1つは、市民の皆さんの声を丁寧に聞いて、細やかに対応できる、そういう役所になっていない。だから、この問題点を解決するために、新しく大阪府庁、大阪市役所というものを作り直して、皆さんの負担を軽くする。皆さんに多大な負担を負わせない。そして、大阪の発展を強力に引っ張っていってもらおう。そして、皆さんの声をしっかりと聞いて、丁寧に役所の仕事ができるような、そんな新しい役所を作ろうというのがこの大阪都構想です。

では、皆さんに、どういう大きな負担を負わせてしまっているのか。今の大阪府庁と大阪市役所、この仕事の整理ができていない。役割分担がはっきりしていないことでどんな大きな負担を負わせているのか。まず1つは2枚目のページです。

市役所、これは事業の失敗です。見てください。これは事業の失敗例の一部です。金額を見てください。1,200億円、1,500億円、478億円、440億円、1,027億円。これは損失が出た場合には全部市民の皆さんの負担です。実際に皆さんの負担になっています。ものすごい金額です。

問題意識の1つ目としては、大阪市役所は通常の市役所の仕事以外の、大阪全体に関わるような大きな仕事もやっている。要は大阪府庁と同じような仕事をやっているのです。大きな仕事。そういうことで、こんな大きないろいろな負担、いろいろな大きな仕事をやって、事業、全部これ失敗しているのです。金額が1,200億円とか、1,500億円とか。特にこのオーク200というやつです。1,027億円。事業失敗しました。損害賠償請求、この間、されました。裁判で訴えられまして、結論650億円支払え、です。10年間でこれから650億円払います。1年65億円。皆さんの税金で支払います。市民税で。皆さんにとって何のメリットもありません。ただただ銀行に払うだけ。こんなことでいいのですかということです。

そして、オスカードリーム。こちらは住之江区に建てた商業施設の上にホテルを引っ付けたような不動産です。事業費、225億円。失敗しました。そして、民間にこの間売りました。売却価格、買ってくれた金額13億円です。そして、銀行からさらに損害賠償請求をされました。裁判でされました。結論、285億円支払え、です。交通局の会計から一括で支払いました。こういうことを見て、皆さんはこういう役所をそのまま何もせずにこのまま続けていくのか。このまま放置するのか。それともやはりこれはおかしいなあと考えて、何か手を打つのか。僕は大阪府知事、大阪市長の経験をして、この市役所をやはり一から作り直さないととんでもないなあと。二度とこんなことをさせないような、そんな役所にしなければいけないというふうに考えて提案をしたのが大阪都構想です。

ただ、大阪市役所だけではありません。大阪府庁。この金額を見てください。これは事業の失敗例の一例です。皆さんは大阪市民でもあり、大阪府民でもあるわけですから、大阪市のことばかり、大阪市役所のことばかり考えていてもダメなのです。大阪府庁と大阪府民が両方良くなしないとダメなのです。両方。市民の皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、大阪市のことばかり考えていたらダメなのです。ですから、大阪都構

想というものは大阪市役所と大阪府庁、2つの役所をトータルで良くしていこう。もっと大阪市のために、大阪府のために、大阪のために、もっと働く。うまく働くような、そんな役所にしていこうというのが、大阪都構想です。ですから、大阪市役所のことだけを考えているわけではありません。だから、大阪府庁、こんな税金の無駄遣いをいろいろやっている。

皆さんは市民でもあり府民でもあるわけですから、さっきの市役所の失敗と府庁の失敗、ダブルで皆さんは背負わされます。それがこの状況です。

こちらを見てください。大阪市民の皆さんが1人あたり背負わされている、役所に背負わされている負担額です。こちら、東京都民1人あたりが役所に背負わされている負担額。大阪市民の皆さんの負担は実に東京都民の皆さんの3倍以上です。こういう状況をこれからもずっと続けていくのですかということです。問題は、見てください。色のついたところが大阪府庁の負担額。大阪府庁がずっといろいろな事業をやって借金を積み重ねてきたのです。ねずみ色の部分が大阪市役所が借金を積み重ねてきた部分。

問題はこれです。この関係。見てください。両方がこんな大きな負担をし続けてきたのです。これが二重行政というやつなのですけれども。大阪府庁と大阪市役所、それぞれがこれだけの負担を皆さんに負わせている。これはおかしいではないかと。と言いますのも、大阪府庁も大阪市役所も別々の組織でしょう。みんなそれ良かれと思って仕事をやっているわけです。職員が。でも、みんな職員は、大阪市の市役所の職員は、大阪市役所のことしか考えていない。大阪府庁の職員は大阪府庁のことしか考えていない。両方のことを考えている人っていないのです。みんな良かれと思っている。良かれと思ってここまでやってしまったのです。役割分担なく。

でも、僕は大阪府知事もやって大阪市長もやりましたので、両方の役所を経験して、両方の役所の関係をよく見ました。これはダメだなあと思いました。役割分担できていないのですもの。お互いに好き勝手なことをやってきたのですもの。結果、こんなになってしまったわけです。だから、これから大阪のためには、大阪府庁と大阪市役所、1回仕事の整理をして、役割分担をさせようと、そういう思いで提案したのが大阪都構想です。

では、どんな役割分担を目指すのか。こちらです。東京都を見てください。東京都の方は、大きい負担は東京都庁がやると。そしてこの特別区役所、ねずみ色の部分。特別区役所は大きな負担はしない。こういう役割分担ができています。まさにこのねずみ色、東京の方のねずみ色の部分、この特別区役所というものをこれからは大阪でも目指していこうというのが大阪都構想なのです。大阪都構想をやっていきなり借金が減る話ではありません。今後、将来に向かって、今までのように大阪府と大阪市が好き放題別々の組織で、好き放題やりたいことをやって、こんな負担をそれぞれ市民の皆さんに負わせるような、そんな役所の関係で、今後良いのかどうかということです。今まではもうこうやってしまった。今後どうしますか。僕は今後はこの大阪府庁と大阪市役所、しっかり仕事の役割分担をやって、大きな負担は今度名前が変われば、法律改正で名前が変われば、大阪府

は大阪都になります。大きな負担は大阪都庁、そして、今度大阪市役所を作り替えた特別区役所はそんなに負担はしない。こういう役割分担を目指していきましょうというのが大阪都構想です。

では、周りの市町村、大阪市の周辺の市町村、これを見てください。こちらは大阪市の状況です。これは大阪府の負担。堺市、門真、守口、東大阪、松原、八尾、大東、摂津、豊中、吹田。吹田とか摂津とかは皆さんのこの近く、お隣の市町村ですね。市民1人あたりの負担はこんなものなのです。周りの市町村は、大阪市民だけこんなものなのです。これをどうしますかと。特に問題なのは、これは周りの市町村民もみんな大阪府民ですから、大阪府から背負わされている借金はみんな同じです。当たり前です。守口市民も松原市民もみんな大阪府民なわけですから、大阪府民1人分としての負担はみんな同じ。

問題はこのねずみ色の部分です。いかに大阪市の負担が大阪市役所の負担が突出しているか。これを見ていただきたいのです。大阪市役所の職員としては、自分の組織でもいろいろな仕事ができるからそれでいいと思っているかも知れませんが、負担は全部市民の皆さんが負わされるのです。皆さんは市役所の負担と同時に大阪府の負担も負わされると、こういう状況でいいのですかということです。

今まではこうやってきた。それはいろいろな理由があるのです。やはり大阪の街を引っ張ってきたのは大阪市役所なのです。だから、地下鉄も引いたり、大学を造ったり、良い病院を造ったり、港を造ったり、いろいろやってきました。でも、今まではそうだったかも知れない。でも、これからの時代もなんでもかんでも全部大阪市役所がやって、全部皆さんの負担になるような、そういう大きな仕事をやっていくのですかということです。

やはり僕はもう、これからの時代、役割分担をするべきだと。大きな負担は大阪都庁の、そしてこのねずみ色の部分、今の大阪市役所、これを特別区役所に作り替えて、こういう負担、普通の市町村の負担に変えていくべきだという思いで大阪都構想というものを提案しました。これは提案の1つ目。税金の無駄遣いを止める。そして、皆さんの負担を軽くしていく。これは提案理由の1つ目なのです。

どうやって役所を作り直してこういうことをやるかということ、パンフレットの16ページです。こちらを見ていただいて結構です。もう、大阪市役所の今やっている仕事のうち、大きな仕事、大阪全体に関わる大きな仕事はもうやらない。これから大阪市役所は、では、大阪全体に関わる大きな仕事はどこがやるのだということですが、それはもう全部大阪府庁にやらせる。そういう仕事は、それはそうです。だって、大阪府というのは、大阪全体に関わる仕事をもともとやる役所なのです。全部そこに任せたらいい。大阪市役所は医療・福祉・教育、もうそっちの方に集中する。医療・福祉・教育を充実させる役所になっていく。そういう役所に作り直そうということなのです。ですから、今まで大阪市役所がやっていた仕事のうち、大阪全体に関わる仕事は、もう全部大阪府庁の方に全部任せてしまう。だから、これから名前が変われば大阪都。これからは大阪都と呼ばせてもらいますが、大阪都の方が大きい仕事を全部やるという仕事の役割分担をやります

ということなのです。もう、大阪市役所の方は通常の市役所の仕事。大きな仕事ではなくて、皆さんの日常生活を支える仕事。皆さんが通常イメージする市役所の仕事です。普通の市役所の仕事。保健・医療・子育て支援・保育所・特別養護老人ホーム・高齢者の皆さんに対するサポート・小学校中学校の教育、普通に皆さんがイメージする市役所の仕事、そこにもう仕事を集中させよう。それで大きな負担はさせない。もう税金の無駄遣いが出るような大きな失敗はさせない。これが大阪都構想の提案理由の1つ目です。ですから、あんなホテルを建てるとか、そんなことをやるくらいだったら、医療・福祉・教育にお金を使いなさいよ。650億円も銀行に払うローンが、そんな失敗をするような、そんなことをやるのではなくて、もう仕事は医療・福祉・教育、そっちに集中しましょうよというのが大阪都構想の1つ目の提案理由です。

だから税金の無駄遣いを止めて、皆さんの負担を軽くし、医療・福祉・教育を充実させるような、そんな特別区役所に作り変える。医療・福祉・教育を充実というより、医療・福祉・教育に集中するような役所に作り変えてしまおうというのが大阪都構想の提案理由の1つ目です。

そして、2つ目。大阪全体の発展のためには、大阪全体の発展を実現していく強力な大阪都庁というものが必要だと感じたのが、この提案理由の2つ目です。大阪都庁が大阪の発展のためには必要だと。

どういうことかと言いますと。パンフレットの16ページ。大阪全体に関わる仕事を今は大阪市役所と大阪府庁がやっているわけです。大阪全体の発展の仕事を大阪市役所、大阪府庁がやっている。すなわち、大阪全体を発展させるには、大阪府庁と大阪市役所がこれまで話し合いをやって物事を決めて物事を進めてきたのです。話し合い。大阪府庁と大阪市役所が話し合い。僕はもう、これからの時代はそれではダメなのではないかと。今までそういうやり方で良かった。大阪府庁と大阪市役所が話し合いをして、協調して大阪の発展を目指していた。もうこれからの時代はダメではないかと。これからの時代は、大阪府全体の発展を担う強力な大阪都庁というものがスピーディーに、力強く大阪の発展というものを進めないといけないのではないかと、そのように問題意識を持ったのがこの大阪都構想を提案した理由の2つ目です。これは、皆さん、大都市が発展するということは、大都市が便利にならないといけないのです。便利に。便利にならないと人も企業も集まってきません。人や企業が集まらなないと発展も成長もないです。

だから、大都市を便利にする1つの例として高速道路というものがあります。これは東京の例なのですけれども。例えば、東京。

これはこの間、この赤色の部分が開通したのですけれども、東京中央環状線という高速道路ができてしまったかと言いますと、新宿とそれから羽田空港までが今まで40分車がかかっていたのが20分で羽田空港まで行けるようになったのです。新宿から羽田空港まで。今まで40分だったのが20分で行かれるようになった。また便利になりましたよ。空港だけではなくて、こんな高速道路ができて本当に便利になっています。ものすごく便

利になっています。東京都心部の渋滞も少なくなっています。こうやってどんどん東京は発展していく。

でも、この高速道路は 40 年前に計画が作られたものがやっと今、実現したのです。40 年前に作られた計画。だから、池袋・新宿・渋谷、東京のど真ん中を走っています。どこに高速道路を通したかと言いますと、道路の地下。地下に高速道路を埋めて、バンバン車が走っているのです。今、そんな東京です。これは東京都庁が東京全体の発展のことを考えて 40 年かかってなんとか実現しました。

大阪は皆さん、負けじと同じようなことを進めていたのです。これは阪神高速道路環状線です。その周りにもう 1 本環状線を作って、阪神高速道路の大渋滞を渋滞させない。それからもう、神戸の人たち、京都の人たち、奈良の人たち、和歌山の人たちはこの環状線を使ってもっと人が行き来できるように環状線という高速道路をずっと造っていたのです。しかし、この赤色の部分がどうしても話がまとまらなかった。環状線というのは輪になって初めて意味があるのです。なかなか話まとまらなかった。なぜかと言うと、こちら、この丸 2 つ分くらいが大阪府担当なのです。あとの残りは大阪市担当。大阪府と大阪市がずっと話つかなかったのです。僕が知事的时候に当時大阪市長に早くやりましょうと、大阪の発展のためには必要ですからということをもうずっと言っていたのですけれども、断られ続けました。結局できなかったのです。僕が知事的时候に、当時の大阪市長とはできなかったのです。今度、大阪市長になったでしょう。それでやるということをもう松井知事と決めました。ずっと話をしてきました。なんとか今年度中に、平成 27 年度中に話はまとまりそうになりました。ただ、高速道路が開通するのは 35 年後くらいです。できあがるのは。こっちは 40 年かけてやったのですから。

あと、大都市の発展ということを見ると、いかに空港に近いか。空港と都心部というものがいかに鉄道で早く行ったり来たりできるか。高速道路で行ったり来たりできるというのも重要です。高速道路の方も中央環状線、これでいかに東京都内と羽田空港が早く進むかということで、こんな計画をやったわけです。僕が昔東京で仕事をやっていたときは、このへんから羽田空港へ行くのはこの中を通して渋滞に巻き込まれて羽田空港へ行く。結構時間かかったのです。それがもうこれで渋滞なくピューンと行けるみたいです。

今度は鉄道の方ですけれども、ニューヨークやロンドンやパリ、それから上海、ソウル、バンコク、香港、みんなこういう世界の大都市、みんな発展を考えていますけれども、郊外で国際空港を造って、都心部と鉄道で結ぶ。しかも早い鉄道で結ぶというのは、当たり前のことなのです。それが皆さん、こんな大都市大阪市のすぐ近くに国際空港なんか造れません。そんなことをやったら騒音問題でえらいことになりますからね。今、伊丹空港でもえらいことになっている。だから伊丹空港なんてもう 9 時以降は飛行機飛ばせません。朝の何時からか、夜中まではもう飛ばせないわけです、騒音問題で。でも、国際空港なんて、24 時間空港でないと無理です。時差があるわけですから。向こうの夕方から飛んできた飛行機が、もう大阪には夜中の 3 時に着くとか。こちらが夜中の 3 時に出了た飛行機が向

この朝9時に着くとか、24時間空港でない国際空港は成り立たないわけです。だから、伊丹なんていうのは、国際空港は絶対無理なのですけれども。それで、世界の大都市は24時間の国際空港を騒音問題があるから都心部よりも少し離れたところに造る。そこから離れると不便だから、そこは鉄道と結んでできる限り早く都心の中心部と空港を行ったり来たりできるようにする。これが大都市を発展させる重要な戦略の1つなのです。上海だって浦東空港というのを郊外で造って、そこから上海に入るまで、上海と浦東空港って50キロか60キロくらい距離があるのです。だから、大阪から京都よりももっと距離がある。だから、上海ではリニア通しました。それでもう10分かそれくらいで空港と上海の市街地に入るよう結ばれているのです。

東京はどうやっているか。東京も頑張っています。成田空港なんて、昔はものすごく遠いイメージがありました。千葉県の成田に国際空港を造って、すごい遠いイメージがあった。今、36分です。鉄道を1本引いたのです。36分といたら、大阪市内から関西国際空港に行くよりも近いです。たぶん、皆さん東淀川区から関西国際空港まで行くのにえらい時間がかかると思います。新大阪まで出てはるかに乗るのか。梅田、JR大阪まで行って快速に乗ると60何分。新大阪まで行ってはるかに乗ると50何分、40何分だったのかな。今、そんな感じです。今、東京の場合では36分。鉄道を1本引きました。羽田空港もどんどん近くなっているのです。今、16分。品川から羽田空港まで16分。東京モノレールというのが浜松町から出ていますけど、もう1本鉄道を引くとかそんなことを計画しています。今、成田空港と羽田空港も1本の鉄道で結ばれました。京成電鉄から地下鉄につながってそのまま京急でつながる。2つの私鉄を地下鉄が結んでいるのです。東淀川区のイメージで言うと阪急電車がそのまま地下鉄でつながって、堺筋線がそうですね、そのままつながっている。それで終わらない。そのまま南海につながるようになるのです。そういうことを平気でやっているのです。

でも、こんなのもう、1年、2年でできたものではありません。東京都庁が東京全体のことを考えて、いかに空港と東京都心部を近くするか。そのことで一生懸命やってこういうことが実現できているのです。

では、大阪はどうなのか。関西国際空港、遠い。だから大阪市内でもっと早く行き来ができるように鉄道を造らないといけない。こういう話はあったのです。しかし、さっきも話をしました。大阪府庁と大阪市役所の役所の仕事の役割分担、仕事の整理ができていませんから、こういう話をするときにも大阪府庁と大阪市役所が話し合いでやる。そういうやり方を取らざるをえないのです。大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやってうまくいったこともたくさんあります。JRのおおさか東線なんていうのは、話し合いをやってうまくやった。でも、話し合いでうまくいかなかったこともたくさんある。それがさっきの高速道路の例。そして、関西国際空港と大阪市内を早く結ぶ鉄道の話も、これも話し合いではうまくいかなかった例なのです。今までは大阪市内のことは大阪市役所、それ以外は大阪府庁。そういうことになっていたのです。常に話し合いをしないとけない。関西国際空港

と大阪市内を結ぶ鉄道を造ろうと思えば、全然うまくいかなかった。

今回、松井知事とこれはもう何とかやらないといけない。大阪の発展のためには関西国際空港と大阪市内をとにかく早く結ぶ鉄道を造らないといけないということで、JR の大阪駅、あそこは今、まちづくりをやっています。うめきた二期開発といって、17 ヘクタールの広大な空いている空き地を緑のまちづくりをやっていきます。そして、その下に地下の駅を造ります。ここまで計画は決まっています。

次は、なにわ筋線という地下鉄を引いて、JR の阪和線と南海電車をそのままつなげて、関西国際空港までそのまま行けるようにする。関西国際空港と JR 大阪駅を単に結ぶだけではなくて、そこを横の地下鉄とさらになにわ筋線をつなげて、大阪府全体の大阪府民全体の人たちがより関西国際空港に便利に行けるように、そういう鉄道計画を今、まとめていきます。やっと僕と松井知事の間で、同じ考え方ですから、これをやろうと言って、今まとめにかかって今年度中にもなんとかまとまるかなあと思うのですけれども、電車が走るのは 35 年後くらいでしょうか。

こんなスピードでいいのかということです。皆さん、僕が言いたいのは、この大阪の発展、16 ページ。では、大阪府庁と大阪市役所の仕事を整理して、今、仕事ももうぐちゃぐちゃになっているわけです。大阪市長と大阪市役所が。パンフレットの 16 ページです。そこを仕事をちゃんと整理をして。

では、大阪全体の成長。16 ではなくて 17 ですか。16 ページです。大阪全体の成長や大阪の発展、こういうところはもっとスピード感を持ってもっと力強く進めないとしてもではないですけども、世界の競争に勝てません。こちらの仕事は大阪全体の発展とか大阪全体の成長というものは、本当にもう、今、中国がどんどん成長してきている。東南アジアも成長してきている。そういう中で、どうやって大阪を世界に負けないように成長させるかという、非常にスピードとか力強さが求められる。そういう仕事なのです。だから、ニューヨークだってロンドンだってすごいです。

だから、ロンドンだって今まで 32 の区にバラバラで分かれていたものを 1 つの大ロンドンというものを作って、どんどんロンドンの発展のために頑張っている。ニューヨークだってそう。上海だってそう。ソウルだってそう。みんな自分の街を発展させるために本当に必死になっている。そういう、こういう大都市の発展の仕事をこれまでは大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやっていましたけれども、そういうやり方で良かった部分もあったのかも分からない。でも、これからの時代も同じやり方でやりますかと。

僕の問題意識は違います。大阪府庁というもの、大阪府知事を経験して、もう大都市の発展、大阪の発展をやるには、もうこれは大阪都庁という役所が全部その仕事を引き受けて、強力にスピーディーに物事を決めて実行していく。そういう役所がないと大阪の発展はダメだなと思って提案したのが、大阪都構想の提案理由の 2 つ目です。

大阪の発展ということを考えたときに、今までどおり大阪府庁と大阪市役所が話し合いでやっていく。それとも、大阪都庁が強力に大阪の発展を引っ張っていくのか。この考え

方で賛成反対が分かれます。

もう1つは、大阪都庁がなぜ必要かという、大阪全体の視点というのがどうしても必要なのです。大阪府庁と大阪市役所が話し合いをするって、これではダメなのです。地下鉄。東京の地下鉄を見てももらえますか。東京の方です。これは東京の地下鉄と鉄道の状況です。これを見ても、確かに大阪と人口規模とか面積が違いますから、すぐに大阪ってこんなことできるんだとは言いません。

僕が言いたいのは、東京というのは東京都庁が東京全体のことを考えて、東京都民全員が東京都民が便利になるように地下鉄と鉄道という計画を作ってここまでやってきました。これは僕、40年前に東京に住んでいたんですけども、東京に住んでいた頃はだいたい私鉄、みんな終点だったのです。僕がよく使っていた京王電車というのは新宿止まり、小田急線も新宿止まり、東急東横線は渋谷止まり、東武線は池袋止まり、京成線は西日暮里止まり。みんな地下鉄でつながっていなかったのです。40年前は。でも、東京都庁は東京全体のことを考えて、地下鉄と周りの私鉄をとにかくつなげていこうという計画をどんどん作って、今や13本の地下鉄のうち、相互乗り入れ、私鉄とつながっているのは10本。もうみんな私鉄に乗ってそのまま地下鉄につながってまたこっちの私鉄につながるとか、すごいです。確か、小田急線というのは小田原、箱根から入ってくる電車は新宿から来て、僕が東京にいた頃は新宿が終点だったのですけれども、今、千代田線というところにつながって、千代田線、どこだろう。ごめんなさい。このへんで千代田線。こっちの方なのです。北千住に入って今度そのまま栃木県の方に行ってしまうと。大変なことになっています。40年経った今。街の発展とかこういうことは40年くらいかかるんですけども、でも、東京もめちゃくちゃ便利になって、さらに便利になれば人が来ます。人が。

大阪市。大阪市は大阪市営地下鉄です。ですから、大阪市内だけを見て地下鉄というのは基本的に造っています。技術の問題がありますので、確かに阪急と堺筋線というのはいまうまく相互乗り入れつながりましたけれども、ほかの地下鉄の線とほかの私鉄が簡単につながるとい技術の問題があるから簡単にはいきませんが、ただ、僕が言いたいのは30年後とか40年後を見据えて、大阪全体のことを考えてきちっとやっていますかということなのです。僕はやはり大阪府と大阪市、こういう役所が2つ存在していると、大阪市は大阪市内のことを考える。大阪府庁は大阪市以外のことを考えて、結局話し合いで大阪全体の結局地下鉄鉄道のネットワーク、そこを考える責任者がいないと、そういうふうに知事と市長をやって感じました。典型例が今里筋線のここです。井高野です。何でこんなところを終点にしたのですか。誰ですか、これを決めたのは。大阪市営地下鉄だからこんな判断したのでしょう。最後に。もういろいろな事情があったと思います。僕もいろいろそれは聞いています。いろいろな事情があったからということ。

でも、僕だったら絶対にこんなところで計画を止めません。大阪府知事をやっているから、摂津市民が茨木市民のことを考えたら、これを持って行けと、阪急の方にもっと近づけると。簡単に阪急の電車と今里筋線というのをつなげられるかというのはあるのです

が、でも、今里筋線を造るときには、ずっと僕も調べて交通局やいろいろ確認したのです。今里筋線を造るときには阪急電車が先にありましたから、つなげるという明確な意思があったのに、やろうと思ったら、もちろん阪急がうんと言ってくれるかどうかは別です。

阪急がうんと言ってくれるかどうか。でも、東京だってそうです。40年前はつながっていませんでした。だから、つながることを前提に地下鉄を造るということはできるのです。今里筋線ってご存じですか。あれは日本で最先端の技術を使っているのです。最先端の技術を使っていますが、どの鉄道会社も採用しません。どの鉄道会社もそんなやり方はやりません。なぜかといったら、バカみたいに金がかかるからです。あれはリニアの技術を使っているのです。リニアの技術。そんなことを私鉄がやりますか。そんなことをやったものだから、大赤字です。これがびっくりするくらい、世界がいろいろな鉄道の技術者がすごい地下鉄ですねとみんな集まってくるような地下鉄なのです。でも、真っ赤っ赤の赤字です。どっちを取るべきなのですか。黒字にしていればもっと下まで伸ばすとかできたのです。何より問題なのが、なぜ井高野。井高野が悪いというわけではないです。井高野が悪いというわけではなくて、井高野を通してもらったっていいのですけど、つなげろよと。これが大阪全体の視点がない証拠なのです。結局、井高野より向こうに行ってしまうと大阪府なのです。だから大阪市内のところで止めてしまった。本当にこれはもったいない。今からこれをやろうと思ったら、まだ何十年もかかります。土地の買収やら何やら。やろうと思ったら大深度の地下なのだから、そのまま近くまで阪急がうんと言ってくれなくても近くまで持っていこう。後からつなげることを考えて。これが、もう、本当もう、東淀川でいちばん言いたかったことです。

大阪都庁が必要ですよと。なぜかと言ったら、皆さん、僕は知事るときにずっと伸ばしたかったのが、北大阪急行です。御堂筋の江坂から北大阪急行になるのですが、これを伸ばしてくれ、伸ばしてくれと箕面からずっと言われていたのです。箕面から。でも、お金の問題があったのでなかなか伸ばせなかった。でも、今回箕面がお金を持ってきたのです。箕面市がお金を用意してきたのです。自分たちが改革をやって。松井知事はどうしたか。当然伸ばそうと。なぜかと言ったら松井知事は大阪市内の視点だけではなくて、箕面市民のことも。僕は知事もやっていたからそれは経験していますけれども、大阪府全体のことを考えればこれを伸ばそうと決定するわけです。大阪府知事がこの話を聞いたら、これは何でなの。何で伸ばさないのということで徹底してやりました。だから、土地が買えないとかしかじかと役所は言ってきたけれど、今はできなくても計画としてはそこをつなげるような計画をしると絶対言います。だから、大阪市営地下鉄は大阪市長がやったので、井高野でとりあえず止めておきましょうかとなってしまいました。この話を聞いていただいて、なぜ大阪都庁が必要なのかというのは、本当東淀川区民の皆さんはよく理解いただけるかと思います。

1つはスピーディーに、より強力で世界の大都市と競争していくためには、もう大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやっている、そういうやり方でいいのかと。やはりこれから

の時代です。今までは話し合いをやっていたんだけど、これからの大阪を考えたときには大阪都庁が必要ではないかと。それから、大阪全体の視点です。やはりこれからは。地下鉄のこれを見てもらっても。

それで、特区では、経済特区というものをやっています。安倍政権が旗振ってくれていますけれども、これは経済特区と言いまして、特別のルールを適用して、日本の法律の例外の地域を定めました。世界から企業を呼んでこよう。でも、もう範囲は大阪市内のことだけではありません。もう大阪府全体。

そして、大阪の成長戦略。松井知事と僕で、次の次です。これは大阪の成長戦略というものを作りました。大阪を発展させるため、こういうふうなことをやっていこう。僕と松井知事は話し合いで決めましたけれども、重要なことは進めることです。また大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやりながらちんたらやっていくというそのやり方を取るのか。大阪都庁というものを作って強力にこちらの仕事、この大阪全体の成長、発展の仕事は大阪都庁に任せて大阪の発展を進めてもらうのか。僕はこれからの時代は大阪都庁で大阪全体の発展を進めるべきだと、そういう考えで大阪都構想を提案しました。これが、提案理由の2つ目です。

そして、3つ目。今度はガラッと話が変わります。話がガラッと変わらして、では、大阪の発展ということにはスピーディーに、より力強くと言っていましたけれども、今度は上の仕事です。さっきは税金の負担の話のところ、皆さんに負担の話もちょっと言いましたけれども。大阪市役所の仕事は皆さんに医療・福祉・教育、通常の市役所の仕事に集中させるというふうに言いました。

それがこちらの上の仕事なのですけれども。上の仕事。こちらの上の仕事は今度はスピーディーにより力強くということではなくて、こっちの仕事はより丁寧により細やかにやらなければいけない仕事。これは地域のスポーツだとか、子育て支援、保育所の問題、児童相談所、高齢者の皆さんに対する福祉、それからまちづくりでも地域のまちづくりです。地域のまちづくり。さっきみたいな大阪全体の発展って、高速道路、地下鉄、空港とかそんなことではなくて、地域のまちづくりです。これは。地域。そういうまちづくり。淡路の区画整理事業とか、そういうことです。ごみ処理の問題。こういう問題は今の大阪市役所のやり方だと非常に荒すぎる。雑すぎる。だからもっと住民の皆さんの声を聞きながら丁寧に細やかに仕事をやっていく仕組みを作らないといけないのではないかというそういう問題意識から提案したのが大阪都構想の提案理由の3つ目です。このポイントは選挙で選ばれる市町村長の数です。

大阪市は、皆さん、人口が267万人いるのです。ものすごく人口が多いです。人口267万人というのだいたい京都府とか広島県と同じ人口なのです。京都府と広島県と同じ人口。260万人というのは。では、京都府とか広島県は通常の市役所の仕事、皆さんがイメージされる通常の市役所の仕事。この大都市の発展とかそうではなくて、通常の市役所の仕事をするのに、どういう役所の仕組みを取っているのかと言いますと、次の図です。

こちらが京都府、こちらが広島県ですが、人形の数、これが重要なのです。人形が選挙で選ばれた市町村長の数です。京都府は人口 263 万人、ほぼ大阪市と同じですが、京都府は市役所の仕事をするのに、15 人の市長と 10 人の町長と 1 人の村長、合わせて 26 人の市町村長がいわゆる住民の皆さんの身近なサービス、市役所の仕事、町役場、村役場の仕事、26 人がそれぞれの地域を担当して丁寧に細やかに仕事をしているわけです。広島県の場合は人口 285 万人、大阪市よりも 20 万人人口が多いですが、広島県の 14 人の市長と 9 人の町長、選挙で選ばれた 23 人の市長と町長がそれぞれの地域を担当して住民の皆さんの声に丁寧に細やかに対応している。これが京都府や広島県、だいたい人口 263 万人、285 万人の人口がいるときに、どうやって丁寧に細やかに対応するか。こういう仕組みなのです。26 人の市町村長、23 人の市長、町長。

では、大阪市。260 万人で誰がやっているか。選挙で選ばれた市長は僕 1 人です。1 人。1 人でこれからも住民の皆さんに対して丁寧に細やかにそういう住民の皆さんに身近なサービス、皆さんの日常生活をサポートする仕事を大阪市長 1 人、大阪市役所 1 つでやっていくのがいいのか。それとも、今回大阪都構想というものは選挙で選ばれた区長 5 人とそして選挙で選ばれた区長のもとの新しい特別区役所。これは大阪市役所みたいなものなのですけれども、その選挙で選ばれた区長 5 人でやるほうがいいのか。どちらの方が丁寧に仕事ができますかということです。

大阪全体の発展の仕事はさっきから出ています、スピーディーに、1 人の大阪都知事がスピーディーにより力強くやらないといけない。しかし、今度皆さんが日常生活のサポートの仕事は丁寧に細やかにやらないといけない。そのときに大阪市長、大阪市役所 1 つでいいですか。それとも、5 人の選挙で選ばれた区長とその区長のもとの特別区役所でやるほうがいいのか。

だから、これは学級で考えてもらいたいんですけども、267 万人、万という単位は取りますが、今僕は皆さんを生徒扱いして申し訳ありませんが、たとえ話として聞いていただきたいのですが、今は 267 万人に 1 人の市長ですから、267 人学級みたいなものですね。267 人学級。そこに担任の先生が 1 人。そういうやり方の方が丁寧に細やかな仕事ができるのか。今度、大阪都構想をやりますと、クラスを 5 つに分けます。クラス 5 つに分けて担任は 5 人になります。1 クラスがだいたい 34 人から 69 人。34 人から 69 人のクラス、5 つのクラスで 5 人の担任がついた方が丁寧に細やかに丁寧に仕事ができるのか。この選択です。大阪都構想。僕はもう 1 人で 267 人学級をやるといというのは、これからの時代は違々と。

だから、5 つのクラスに分けて、5 人の担任で、34 人から 69 人の 5 つのクラスでやってみよう。そっちの方がより丁寧に細やかにきちんと対応ができるのではないかというふうに考えて大阪都構想を提案しました。

でも、橋下、お前 1 人でやっている、267 人学級 1 人の担任だと言っているけれども、横に金谷区長がいるのではないかと。大阪市内には 24 区あって区長 24 人いるのだから、お

前、267人学級と言っているけれど、今、24もクラスあるやんかと思われるかも分かりません。ここなのです。ここなのですけれども、大阪市の今の区と東京の特別区は全然違う区なのです。同じ区と名前がつきますけれども、大阪市の24区はこれはクラスではありません。クラスではないのです。1つのクラスの中の班みたいなものです。班。学校でありましたね。40人が小学校とかへ行くとクラスの中で2~3人で班を作りなさいと。班長とか決められました。今の大阪の24区というのはその班みたいなものなのです。

今、金谷区長がものすごく本当に東淀川区のために一生懸命仕事をやってくれて、東淀川区民の声を聞いて、東淀川区のことをいちばん知っているのが金谷区長です。僕なんかよりもはるかに知っています。それはそうです。普通学級で先生、担任よりも班のことは班長の方が子どもたちのことを、生徒のことを非常によく知っているわけです。よく知っているわけです。班長がいちばん知っている。

でも、金谷区長でも、班長ですけれども、金谷区長は本当に細やかに仕事を一生懸命やって優秀な職員であるにもかかわらず、この東淀川区に図書館1つ建てられないです。自分の決定で。おかしくないですか。さっきもそこで話していたんですけれども、東淀川区図書館足りないですよという話をしていたのですよ。でも、金谷は自分の東淀川区のことをよく知っているから、人口も多いし、横に長いし、図書館をここに作った方がいい、もう足りないのではないか。そういう話はいちばんよく知っているけれども、自分で図書館を造るという決定ができません。

それから、待機児童。これから働くお母さんが多くなってきて保育所に預けたいお母さんが多くなってくる。保育所が足りない。だから造らないといけないと思っても、金谷区長は保育所も造れないのです。決定できません。決定できない。おかしくないですか。

小学校、中学校、エアコンがついていない。これはなんとかしなければいけないと金谷区長が思ってもエアコンもつけられない。公立中学校は給食も自分では決められない。学校の図書室、今、金谷区長頑張ってくれて東淀川を本の街にすることです。いろいろなことをやってくれています。だから今、今までの区長と違って今の区長は本当に独自のいろいろな仕事をやってくれています。ほかに淀川区とか西淀川区がやっていないことも東淀川区がガンガンやってくれているのです。東淀川区の区役所の職員も、以前と違ってというところちょっとアレかも分かりませんが、でも、以前よりも自分たちの力でいろいろなこと、仕事ができるという状況になっていますから、東淀川区一生懸命頑張って区役所と区長が力を合わせてほかの区にないような取り組み、いろいろなことをやってくれているのです。

そこまでやっても、大阪市の今までの改革でかなり金谷区長も独自の仕事ができるようなところまで改革しましたけれども、それでも今が限界、大阪市役所を前提にすると保育所も建てられない。地域の図書館も造れない。学校の図書室の本、ものすごく少なかったのです。でも、それも増やすこともできないのです。なぜかと言えば、最終決定権がないのです。僕が最終決定権者なのです。なぜ、最終決定権ないと、人物的にも仕事も能力

的にも金谷区長は僕よりも上だと思います。でも、何でそれを決定できないかといったら、選挙で選ばれていないからなのです。これは民主主義のルールなのです。しょうがないのです。日本のルールって。人物が良いとか悪いとか能力があるないにかかわらず、選挙で選ばれた者が最終的に税金の使い道を決めるというのが今、ルールなのです。ルール。だから、東淀川区から図書館を建てたい、保育所を建てたい。いろいろな話があっても、金谷区長は淀屋橋の中之島の僕が仕事をしている淀屋橋におうかがいに行かないといけない。これでいいですかと。おかしいですよ、それ。本当は決めてもらいたいのです。でも、その仕組みができていないですから。税金の最後使い道を決めるのは大阪市長であって、大阪市長のもと財政局が決めるという、こういうルールになっているので淀屋橋で決めざるをえないのです。これからの時代は本当にそれでいいのですかということです。地域の図書館なんて、皆さん、大阪市内の地域の図書館、僕はこれを何とかしたいなあと思っているんですけども、あそこ、ワクワクするような図書館になっていますか。

今、もう東京なんか夜の10時まで開いていてカフェなんかみんな入っています。通勤帰りの皆さんがコーヒーを飲みながら夜10時まで図書館で本を読んでそのまま帰るとか、普通にやっています。そういうことが今、では金谷区長が東淀川の図書館を管理できないのです。できないのです。決定権ないのです。

橋下、お前やれよと。お前がそんなこと言うのだったらお前がやったらいいじゃんかと言われますけれども、申し訳ないけれども、1人の市長ではもう限界です。これは。限界です。大阪市役所で24区あって、もういろいろな課題を抱えています。大阪市役所というのは通常の市役所の仕事以外に大阪府のような大きな仕事があるわけなんです。地下鉄から大学から病院までやって、24区あって、これに1件1件今度地域の図書館にカフェ入れるかどうか。これだけでももう、相当な作業です。それを1人の市長が全部やっていくというのは、ごめんなさい。もう限界ではないのと。それは橋下のお前の能力不足だと言われたらそれまでですけども、僕は冒頭で言いましたけれども、もうそれだったら確かに僕の能力不足かも分かりませんが、もう267人1学級からもうこれを5クラスに分けて、もうクラスでそれぞれでやっていってほしい。今の金谷区長は選挙で選ばれていない。24区の区長はそういう意味では大阪市役所が大阪市内の中である意味班みたいなものです。だから学校のクラスの中の班長さんは、自分のクラスで修学旅行ここに行くとかそんなことは決められません。班長は。それは。

だから、そういう状況なのです。だから、大阪市内に5つの独立した行政ができる、そういう特別区役所。だから、今の24区とはもうまったく違います。自分たちがコネクションの数を決める。図書館の数を決める。いろいろな施設の数を決める。何をやるか決める。そういう独立した新しい特別区役所を大阪市内に5つ置きましょうというのが大阪都構想です。

図書室の図書の状況なんかも見てもらいたいのですけども、大阪市内、図書館について内部ルールがありまして、1区1館です。17万人で1館です。5万人の福島区も1館です。

まったく人口とかそういうのを考えておりません。各区で人口1人あたりの本の数は並べるとバラバラです。少ないとか多いとか。だって、西区には中央図書館がボーンとありますので、あそこは便利です。西区には中央図書館があるので。でも、東淀川区には1館だけで、17万人で。これで1区1館で何とかならないのと言われるかも知れませんが、これを崩してしまうと収集がつかなくなるのです。東淀川区に1館造ると、今度平野区からももう1館造れと必ず話が来ます。そうすると、また城東区からも話来て、おれのところもと言ってまた西淀川区からも来ると。収集がつかないから、役所の内部ルールで1区1館なのです。だから、区長がどれだけ言ってももう、金谷はずっと大阪市役所の職員をずっとやってきましたから、この1区1館というのは当然のように考えているわけです。

次、スポーツ施設。1区1館です。それで、当然のように仕事をやってきたので、でも、区長になってやはりこれは違うよねと、感じているはず。東淀川区足りない。施設が1つのところで偏っていると。何とかしたいと思っても、今の区長ではできないというのが大阪市役所の仕組みです。

右側の方が特別区。まさに東京の特別区は選挙で区長が選ばれますからみんな自分たちで決めます。決めます。図書館の方も自分たちで決めます。ただ、特別区役所になってもこれは誤解しないでください。特別区役所になってもすぐに数が増えるわけではありません。お金の問題ですから。お金がある中で自分たちが決められるということです。ただ、重要なことはお金を作り出すことも自分たちでできるということです。選挙で選ばれた区長のもとでは。

僕が大阪市長になったときにもう本当にびっくりしたのですけれども、大阪市の教育現場は悲惨でした。こども教育予算の重点経費がほとんどなくて、公立中学校は給食はやっていないわ、小中学校はエアコンついていないわ、さっきも言いましたけれども、図書室の本は基準の半分以下です。テレビはブラウン管テレビだし、先生はパソコン1人1台与えられていないし、ひどかった。それをこれではいけないということで、僕は大阪市の方針としてこども教育予算をとにかく増やすという方針を掲げました。でも、これは大阪市長、大阪市役所の方針ですから、24区全部がそれに従わなければいけません。全部増やす。どの学校も全部増やすと。これで300億円お金を上積みしたのです。

この4年間で300億円。4年間でというか、4年間で300億円まで増やす。5倍まで増やすことができたのですけれども。

でも、皆さん、お金を作るのは大変でした。皆さんから相当怒られましたけれども、敬老パスを一部有料化もさせてもらいました。それから、赤バスの廃止もさせてもらいました。だから相当批判もあったし怒られましたけれども、そういうことをやらないとお金を生み出せないものだから、何もやらなかったら今の大阪市の教育環境はそのまま何も変わらないのに、だからこどもの教育予算にお金を突っ込んで教育環境を何とかするという方針を僕が立てて選挙で選ばれた市長ですから。その代わり徹底した見直しをさせてもらってお金を作りました。これが選挙で選ばれた市長ができる仕事なのです。

だから特別区になったとしてすぐに何にもしなくて図書館がバツと増えるとか、特別区になったからといって急に保育所が増えるという話ではありません。必要なもの、そこにボーンと集中してお金を投じていく。これは大阪市が保育所が足りませんでした。だから、保育所を増やすと大号令をかけたのです。1年間で40億、50億、金を突っ込んだ。その代わりどこからかお金を持ってこないといけない。これは選挙で選ばれた市長の仕事なのです。こういうことを考えたときに、パンフレットの表紙。

今、大阪市というのは、1つの固まりとして行政をやっています。大阪市民267万人を1つの固まりとして東淀川区も西淀川区も淀川区も西成区も平野区も全部一緒くたに1つの大阪市として大阪市長の方針、大阪市役所の方針で全部24区が動いていくわけです。代わって、区長も一生懸命東淀川区のためにいろいろな仕事をやってくれていますが、でも、保育所の話や図書館の話はもう大阪市長の方針、大阪市役所の方針。これは僕1人の個人の方針ではないです。大阪市役所にたくさん役所の組織がありますから、そのこの局が大阪市役所の方針かと。それで24区がみんな従うという、そういう今行政の仕組みです。24区の方は意見は言うけれども、結局は大阪市役所の方針で24区全体が動いている。教育現場も同じです。大阪市の教育委員会は1つです。1つの教育委員会の方針に基づいて400校の小学校、中学校が全部動くわけです。こんなやり方でいいのですか。

ということで、大阪都構想というものは、大阪市内を5つに分けて5つで独立して仕事をやってくださいよ、行政をやってくださいよ、地域の特色に合わせて住民の皆さんの声を聞きながら丁寧に仕事をやってくださいよねというのが大阪都構想です。先ほど大都市局から説明させましたが、5つの地域、それぞれ特色が違います。皆さんのお住まいの東淀川区は今度北区になりますが、それは南区と全然違います。湾岸区と全然違います。地域が抱えている課題も違います。湾岸区は津波被害対策がすごく重要。でも、東淀川区の皆さんは海の怖さってあまりそういうことは意識されていないと思います。皆さんがお住まいのところ、今度北区になりますが、やはり梅田、ああいうところを抱えますから商業地が多いです。東区なんていうのはそういう商業地はあまりない。住宅地です。主には。住んでいる年齢層も違います。高齢者が多い、子育て世帯が多い、まちの特色が違うのだったら、もう大阪市長1人、大阪市役所1つの方針で24区が動いていくのではなくて、大阪市内5つの地域でそれぞれの特色に合わせた行政をやっていきませんか。

そして、さっきも言いました。これからの時代、皆さんにあれをやりませう、これをやりませうと言える時代ではなくなってきます。行政も役所の方も。どちらかと言うとさっき言ったように皆さんが必要なものは増やしていく。でも、我慢してもらおうのも我慢してもらおう。これがこれからの役所の本当に重要な役割になると思います。

だから、限りあるお金、限りある財源をどううまく使っていくか。どんどんどんどんお金が増える時代ではありません。今決まっているお金をどう皆さんが住民の皆さんのニーズ、要望に適切に答えていくようなお金の使い方、税金の使い方をしていけるかという、1人の大阪市長、大阪市役所でやるよりも5人の選挙で選ばれた区長のもとに、5特別区役

所でやった方がより丁寧により細やかに仕事ができるのではないですか。調整できるのではないですかというのが大阪都構想の提案理由の3つ目です。

今度、今、東京では区長選挙をやっています。区長選挙。東京23区は区長を選挙で選びます。さっきの特別区で言いました。区長を選挙で選ぶので、23区がそれぞれの自分たちのまちづくり、行政をやるわけです。

みんな区長が皆さんの前に出てきて、候補者が言うわけです。「わたしの区はこうします。わたしの区はこういうふうにします」。もう今、新聞なんかでもどんどん取り上げられています。最後は区民の皆さんが判断をする。今までは大阪市というものを1つの固まりと捉えて、大阪市長選挙だけで皆さんは票を入れていました。大阪市長選挙。大阪市全体をどうするかということで票を入れている。でも、今度大阪都構想になりますと、2年後からは北区は北区の区長選挙が始まります。北区は北区の区長選挙。その区長さんは東区や中央区や南区や湾岸区のことにはもう放っておいて、自分の北区のことをこうします、ああしますということを書いて最後は皆さんが票を入れて、決めていくと、そういう新しい行政、これが大阪都構想です。1人の大阪市長と1つの大阪市役所で24区全体を一律に同じように扱って行政をやっていくのか。5つの地域で独立して、地域の特色に合わせ、住民の皆さんに必要なものと我慢してもらうものを丁寧に細やかに対応していく。そういう行政を目指す。ここが大阪都構想、賛成反対の分かれ道になります。

なかなかちょっと分かりにくいところだったかも知れませんが、もう1回16ページのところで、仕事をちゃんと整理をして、大阪全体の仕事はスピーディーに力強く、大阪都庁が。そして、住民の皆さんの日常生活に関わる仕事は5人の特別区長でより丁寧に細やかに仕事をやっていく。こういう新しい役所にしましょうというのが大阪都構想です。

では、一体本当にこんな大阪都構想をやって特別区ができて本当に仕事ができるの？できます。まずは、今大阪市役所が提供しているいろいろなサービス、今市役所がやっている皆さんが通常イメージする市役所の行政サービスの水準は下がりにません。下がりにません。賛成反対が今いろいろなことを言っています。住民サービスが下がるとかいろいろなことを言っていますけれども、こちらの資料、これは国のチェックも受けて大阪府議会、市議会でも賛成多数となった協定書というものに基づいて作ったものです。唯一の公式資料です。国のチェックもきちんと受けています。その中で、今、大阪市役所が提供している皆さんに対する住民サービスは水準を下げないと、維持すると、それははっきり明記しています。それは約束事なのです。

なぜそう言い切れるかということ、お金をちゃんと確保するからです。19ページ、20ページ。20ページですけれども、お金をちゃんと確保するのでちゃんと仕事できますよと。これは当たり前のことなのですが、ただ、外では下がる、下がるからお金を取られるということを使う人がいるのですが、今、大阪市役所が市役所としての仕事をやっている分、皆さんに対して医療・福祉・教育の仕事をしている分のお金として、6,200億円お金がかかっているのですが、この6,200億円というお金はちゃんと特別区が確保できますので、特

別区は今大阪市役所の皆さんに提供している仕事、それは必ずできるのです。そのお金は確保しています。お金が下がるということにはなっていません。いちばん右側の 6,200 億円というお金でしっかり今の住民サービスは提供する。

そして、しかも、大阪府のところに行っているお金というのは、これは大阪全体の発展のために使う。そういうお金です。ですから、今、皆さんが市役所から受けている医療・福祉・教育のところのサービス水準というのは 6,200 億円でしっかりその仕事はできます。そして、大阪府にお金を取られる、取られるというふうに言う人はいるのですが、まず 1 つに、大阪府は市民の皆さんの敵でもなんでもないので、僕は大阪府知事をやっていた経験がありますから、大阪府にお金を取られると言われるのがよく分からないのです。非常に違和感があるのですが、ただ、大阪府に取られる、取られるということを感じに言う人がいますけれども、19 ページ。

これは、今、皆さんが納められている税金のうちの、19 ページ。皆さんが納められている税金のうち、一部はそのまま直接北区に納めます。皆さんが。一部は 1 回大阪府に預けます。この大阪府に預けることをもって取られる、取られると言っているのかなあと思うのですが、これは違います。大阪府に預けますが、その後必ず北区に配分されます。なぜ 1 回大阪府に預けるのと思うところですが、これは北区・湾岸区・東区・南区・中央区、この 5 つの特別区に税金が集まるところと集まらないところ、差が出てきているのです。差が出るのです。だから、その差をなくすために、公平にみんな税金が配分されるように一旦大阪府が預かりますが、ちゃんと 5 つの区に公平にお金を渡すために、1 回大阪府が、一旦大阪府が預かるだけです。

これは日本の税金の仕組みはみんなこんなものです。日本の税金の約 6 割、7 割は東京・名古屋・大阪で 6 割、7 割が集まるのですが、東京・名古屋・大阪で全部使ったらえらいことになりますから、1 回国が集めて、そして 47 都道府県に公平に配分します。それと同じです。大阪府が 1 回預かって、5 つの区にしっかり配分をする。だから、これでちゃんと仕事ができる。何も問題ありません。

そして、皆さんがお住まいの北区は、27 ページですが、今あるお金はきちっと確保したうえで、将来にわたってきちっとお金が、使えるお金が増えてくると。これもきちっと公式の資料でこれでこういう形で計算結果が出ております。今あるお金以上にきちっとお金が増えてきますよと、ちゃんとこういうふうな数字になっています。この使えるお金が増えた、このお金をまた医療・福祉・教育、住民サービスを充実させたり新しいことをやったりそういうことに使える。だから、住民サービスが下がることはありません。増えることがあっても。

それから、600 億円のお金がかかるということはよく言われますが、これは最初にかかります。コンピューターのシステムを変えたり、庁舎を整備したり、600 億円のお金がかかりますが、この 600 億円を必要経費と捉えるか、無駄金と捉えるか。今、今日、僕が説明させてもらった市民の皆さんの負担をなんとか抑えて、大阪全体を引っ張る大阪都庁を造り、

住民の皆さんの声を丁寧に細やかに聞いて対応する新しい特別区役所を造る。こういう新しい役所を作っていくのだということであれば、600億円は必要経費となりますし、いや、そこまでやる必要ないということを考えれば無駄金になるのでしょうか。ただ、600億円かかったとしても、27ページ。600億円最初にかかったとしても、その分を差し引いてもちゃんと後からお金が積み上がってくるというのが計算結果で出ています。

そして、最初の冒頭で大阪市役所が過大なこういう事業をやってきた。そして皆さんにいろいろな負担を負わせている。さっきのオーク 200 では損害賠償請求でもうこれだけで650億円という負担になっています。こういうことをやめさせようというそういう意図で考えてこの大阪都構想というものを提案しましたから、こういうことを見てもらって600億円というものが必要経費なのか、無駄金なのか、そこは判断していただきたいと思います。

最後、31ページなのですが、住民サービス、これは繰り返しになりますが、下がることはありません。敬老パスも一部有料化しましたが、今のままで敬老パスはそのまま額を上げません。それから今まで納めていただいた税金が上がることはありません。水道料金が上がることはありません。市営住宅の家賃が上がることはありません。国民保険料、介護保険料が上がることはありません。大阪都構想で上がることはありません。特別区になると隣の区の保育所に行けなくなるとか、特別養護老人ホームに行けなくなる、そんなことはありません。それも行けます。今までの地域の町内会、PTA 団体、いろいろなボランティア団体、これがなくなることもありません。最近、大阪都構想をやると盆踊りがなくなるのと言われますが、盆踊りもなくなりません。なくなりません。今ある区役所の東淀川区役所もそのまま残ります。もちろん、北区の本庁舎は今僕が仕事をしている淀屋橋のあそこが本庁舎になりますが、区役所自体はここに残りますので、通常の窓口サービスは皆さん今までどおりできます。今も大阪市役所、淀屋橋の方に行かれる住民の方ってほとんどいないと思います。大阪市役所がああいうものがあそこの北区にそのまま残るというだけであって、今東淀川区役所でやっていることは東淀川区役所でそのままやります。運転免許証や国民健康保険証も、また登記簿謄本、住所変更手続きの負担は皆さんに負わせないように調整をします。これは全国の市町村合併でも住所変更はありますが、皆さんに負担がないように調整をします。

だから、このように大阪の問題点を解決するために役所を一から作り直そうというのが大阪都構想になります。これが大阪の問題を解決する解決策としてふさわしいのかどうか、そこをご判断いただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それでは、これより終了時間の16時まで、午後4時までの間でございますが、質疑応答に移らせていただきたいと思います。ご質問のある方はその場で手を挙げていただいて、わたしが指名させていただきますので、お座席のところまでマイクをお持ちします。ですから、そのマイクを通して必ず質問していただきます

ようにお願いいたします。質問の方は簡潔にお願いいたします。

なお、本日の説明会の時間には限りがございますので、なおまだ質問があるという場合につきましては、会場の出口付近で質問用紙と回収ボックスを用意しております。お手数ですがその質問用紙にご記入いただければ、後日ホームページ等で掲載させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。それでは、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。そうすると、すみません。向こうから 2 つ目のプロックのいちばん前の方。

(質問者 1)

お話、ありがとうございました。

(橋下市長)

いえ、こちらこそ、ありがとうございます。

(質問者 1)

すごく大きな改革だと思っていて、また将来、どのような大阪を作られるのかというか、ビジョンというのがまた 30 年、50 年後、100 年後も見据えた改革だと思うのですが、どのようなビジョンを持たれていて、それに対してどのようなプロセスでやるので都構想が必要なのかという必要性を教えてください。

(橋下市長)

大阪の成長戦略のところですか。実は、そのビジョンというものは全部作っていて、こちらの方の大阪の成長戦略、これ大阪府市のホームページに全部出しているのです。ですから今、ここで全部ビジョンを語るというのは時間の関係もありますから、だからこれをまず見ていただきたいのですけれども、重要なことはよくこれ、新聞なんかでもテレビのコメンテーターもビジョンを示せ、ビジョンを示せと言うのですよ。違うのです。ビジョンを作る役所が今ないのです。今。だから、さっきから言いましたけれども、大阪府庁と大阪市役所が今まで大阪全体のための話し合いをやっていた。ただ、やっとこれ、やっと僕と松井知事でこの成長戦略というのを一本化できましたけれども、今まで大阪全体のビジョンを作る役所そのものが大阪になかったのです。だから、ビジョンを示せ、ビジョンを示せと言うんですけれども、このビジョンをいい加減な政治家の希望だけではダメですから、やはり役所が作るというのはすごく大変な作業なのです。この成長戦略も僕は大阪府知事のときに作り始めて 2 年か 3 年かかったのです。

それから、これもやはり都市魅力創造戦略と、これも大阪をどうやって魅力あるまちにするか、どういうイベントをやっていくのか、水都大阪、ここを見てもらいたいのですけれども、これは一例です。具体的な取り組みとして。まず、これはホームページに今日の

スライドを掲げていますので、こういうところが1つ大阪が今僕が目指そうとしている方向性です。ほんの一部です。でも、こういうことを考えてまとめて実行していく役所がなかったの、だからそのために大阪都構想、大阪都庁を作ろうということなのです。

だからよく、そういう行政のことを知らない評論家とかそういうのがビジョンを示せ、ビジョンを示せと言うのですけれども、こういうのは政治家側がこんなことをやりたい、あんなことをやりたいと言ってもほとんど実行できません。やはり役所の方にしっかりこういうことをやりたいけれどもどうだということ言っ、役所の方で具体的に。要は会社にお勤めされてますから、社長がこんなことをやりたいと言っても、たぶん社長室、企画室が行程表を作ると思います。それをやらないと本当にできるかどうか分からない。しかし、それが大阪全体をそういうビジョンを具体的にする行程表を作るようなそういう役所がなかったの、組織がなかったの、そのためにまさに50年後の大阪の鉄道ネットワーク、空港と都心部をどう結ぶか、高速道路をどうするか。そういうような大阪全体のビジョンをしっかり作って、それを実行できる組織を作るために今回大阪都庁が必要だというふうに考えたわけです。

(質問者1)

ありがとうございました。

(橋下市長)

非常に重要なご指摘です。それはよく言われますので。もし時間があれば、この成長戦略とかこのあたりを見てもらえれば、今、僕と松井知事が考えているビジョンは全部掲げてますけれども、これを作ったはいいいけど、今度は実行する組織が必要です。これを大阪府庁と大阪市役所で話し合いで、それぞれのお金を持ち出してまた話し合いでやっていくのかと。もう強力な大阪都庁を実行していったらいいのではないかとというのが大阪都構想です。

(質問者1)

ありがとうございました。

(司会)

ご質問ありがとうございました。次の方に移らせていただきたいと思います。そうしたらすいません。この右から2番目のブロックの真ん中の女性の方。

(質問者2)

しっかり聞かせていただきました。

(橋下市長)

ありがとうございます。

(質問者2)

市長が代わられた際に、引き継ぎというのはちゃんとされるのでしょうか。それと、廃止されたサービスというのがあると思うのですが、それというのは復活の可能性というのはどう考えられていますか。

(橋下市長)

いや、素晴らしいご質問でありがとうございます。重要なご指摘です。引き継ぎはこれはもちろんきちんとやります。僕ら選挙で選ばれる立場ですから、やはり選挙で人が代わります。市長というのは、そのときにもやはり前任の市長から僕は後任者としてちゃんと引き継いで。それはやはり、市長が代わったとしても役所組織というのは優秀ですから、以前やっていたことはきちんと継続してやっていくというのが日本の役所の立派なところがあります。だから、引き継ぎはちゃんとやります。

今回の僕の任期がこの12月までになっていますので、その後、もし市長が交代ということになれば引き継ぎますし、また僕が責任持ってやるということになれば、それはしっかりやります。引き継ぎはきちっとやります。ありがとうございます。

それからサービスの復活。これが非常に重要なポイントで言っていてありがたかったのですが、大阪都構想というのは皆さんの日常生活に関わることは、今後は大阪市内を5つに分けて独立してやっていこうというふうに言いましたよね。今、大阪市長の方針でやっているわけです。だから申し訳ないですけども、赤バス廃止とやったら24区の全部で廃止になったわけです。本当はどこかの区は何とか赤バスを残してもらいたいと。でも、もし赤バスを残すのだったらほかの残すためのお金をどこかで用意してもらわないといけないのですが、今、僕の方針で全部これは決定になっています。だから、廃止とかこれを中止にした事業、申し訳ないですけども、大阪市全体で中止、廃止になっています。

でも、今度は5つの区に分かれたら、僕の方針とは違う区長が誕生するかも分かりません。橋下はこれを廃止したけれども、わたしはこれをやりますという区長が今度それぞれの区で誕生するかも分かりません。今、大阪市長1人だとまた僕かとか、それもう勘弁してくれとかいうのはあるかも分からないけれども、今度は5人の区長のチャンスがあるので、だから、どういう区長になるかです。皆さんがどういう区長を選ぶかです。ただ、今度は区長が僕が廃止した事業については復活すると。でも、それ復活するためにはその区長がどこかからかお金を持って来ないといけないから、ほかのことは何か我慢してもらうことが出てくるかも分からない。それを5つの地域でやる方が細やかな調整になるのではないですかというのが今回の大阪都構想です。

だから、申し訳ないけれども、赤バス廃止とやったら全部廃止になりました。でも、場

合によっては、仮に、北区の場合には赤バスをそのまま継続すると。でも、お金はどこか別のところで用意しないとイケないのです。だから、それだったら僕は今、公立中学校全部給食をやると言っただけで今度 40 億円かけているわけです。そうしたら、仮に、仮にここの北区の区長が給食はもうちょっと抑えようと。給食は抑えられないから、エアコンとか全部付けるといって僕はやりましたけれども、エアコンはちょっと控えようよと、その代わり赤バスはやるとか、何かそういう話がそれぞれの地域で出てくる可能性は広がると思います。あとは皆さんがどういう区長を選ぶかにかかっています。

(司会)

ご質問、ありがとうございました。そうしたら次の方。すみません。そうしたら。

(橋下市長)

どちらの方が丁寧に調整できるかという話ですけども、完全に特別区になったからいきなり何だかんだで、できるというわけではないのですけれども、どちらの方が丁寧にできるかというのが1つです。

(司会)

そうしたら、すみません。向こうから2つ目のブロックのいちばん後ろの方で手を挙げていただいている女性ですかね。

(質問者 3)

こどもが寝ているので座りながら。

(橋下市長)

全然、全然。いいです、いいです。いいです、いいです、いいです。

(質問者 3)

東淀川区が北区になるというので、学校の学区って変えていくおつもりなのかお聞かせ願いたいのです。正直、こどもがまだゼロ歳なのですけども、環境の良い学校に行かせてあげたいとかそういう希望があるのです。今だと限られた学校にしか行かせてあげられない。かといって、自分たちがその何年か後に私立に行かせてあげられるお金があるかどうか分からないので、公立でそういう学区がきちっと選ばれるようになるのかというのを聞きたいのです。例えば都島区と一緒に北区になるので、都島区の中学校に行けるとか、そういうのがちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

(橋下市長)

これも非常に重要なご指摘でありありがとうございます。もう1回パンフレットの16ページ。だからまさにこういうことを本当に具体例を言ってもらえともものすごく話しやすいです。これは今、役所の仕組みのことばかり言ったのでどうなるかということがイメージできないかと思うのですけれども、今のご質問でもすぐイメージできると思います。

まず、学校、小学校、中学校の問題というのはこの上の仕事です。特別区の仕事です。小学校、中学校とかそういうのは特別区の仕事になるのですが、今まではこれ大阪市長1人がやっていたのです。大阪市はどのような方針でやっていたかと言いますと、学区を選べないという方針でやっていました。小学校も中学校も。もう自分の地域の学校しか行かれない。僕は東淀川区で小学校中学校、通ったのですけれども、そのときにはしない、させない越境入学といって、もう絶対にもう自分の校区の学校しか行かれないということになっていたのです。

僕が市長に就任して、それはおかしいと。それでしない、させない越境入学ではなくて、今は学校選択制というものをやっています。だから、今、学校が選べるのです。大阪市は。それは僕の方針を基に教育委員会がそれを決めたわけでありませう。教育委員会が決めた。大阪府の方も府立高校、今、もう全部学区撤廃をやっています。僕の政治的な考え方というのは、もう学区なんていうものはなしで自由に選べるようにしようと思っていて、今、府立の高校は学区がなくなっているのです。小学校、中学校を学校を選べるようにしようということで、今、大阪市はご質問者の方の金谷区長も出していますけれども、学校のパンフレットをみんな保護者に配っています。それぞれの学校がどんな学校なのか。学力調査テストがどうなのか。

でも、これも僕の大阪市長や大阪市役所、大阪市教育委員会の1つの方針で24区がガーンとそれで動いているわけです。中には学校選択制に反対している人たちもいます。それで地域がなくなる、地域が壊れるということで。でも、今の大阪市役所のこの仕組みだと、僕の方針で24区全部やらないといけなくなる。でも、今度はパンフレット。5つの地域でそれぞれの区長が考えます。それぞれの区長も。だから、今ご質問者の方がお住まいのこの北区というところで、やはりそこでそれを学校がちゃんと選べるような区長というものをやはり選挙でそれを選ばないと学校が選べなくなるといいますか。やはり区長がどういうふうに判断するかです。

今、大阪市役所の仕組みだと、もし僕の次の市長が学校選択制をやめよという方針を決めると、また大阪市全体が学校を選べなくなってしまう。だから1人の市長や1人の市役所で全部物事を決めるのか。それぞれの地域で選んでいった方が保護者の有権者の皆さんの声をより丁寧に聞けるのではないかというのがこの大阪都構想です。

だから、今、学校を選べるような仕組みにしていますけれども、これは大阪市長が代わったら、今だったら大阪市長が代わっても変わる可能性はあるのでなんとも言えませんけれども、より住民の皆さんの声を聞きながら、そういう学校選択制とかそういうことをそれぞれの地域で選んでいきやすいのは大阪都構想ではないかということで提案をさせても

らったんですけれども。今の大阪市の状況は学校を選べるようにしています。ただ、市長が代わるとやはりそれはどうなるかは分からないというのが今でもなんとも言えないところなのですけれども。よろしいでしょうか。今は選べるようにはしています。ただ、もう選ばせたらダメだという市長になってしまったらもう全部選べないということになってしまいますので、学校選択制も賛否両論でいろいろあったのです。ただ、僕はやるべきだということで、進めましたけれども。

(司会)

ご質問ありがとうございました。そうしたら、すみません。時間も近づいてまいりました。すみません。たくさんあって挙げていただくのですが、最後の質問ということでよろしく願いいたします。そうしたら、すみません。いちばん壁際の後ろの方。右側の2番目の方。

(質問者4)

どうもお疲れ様です。どうもありがとうございます。わたくし、基本的には既存のやり方を変えないといかんとって賛成しているのですが、都構想、通りました。それでおそらく、壇上の方皆さん政治のプロフェッショナルで想定範囲内に入れられると思っているのですが、マクロ的にどこかで何か副作用みたいなものが出てくると思うのですけれども、そこ来たとき、今どういう副作用を想定されているのか。あと、すみません。わたし、変な質問していたらここはカットでお願いします。

(橋下市長)

いや、全然、全然いいです。もう重要なことなので。

(質問者4)

そこ、後で来たときに、えっ？てびっくりしたくないので、もし何か。そういうところの副作用といったときに。

(橋下市長)

いや、それはものすごく重要なことです。1つは新しい制度をやるということになれば、当然何かしらの不測の事態というのは出てくると思います。でも、そのときに、それを改善して良いものにしていこう、良いものにしていこう、良いものにしていこうということの積み重ねが今の政治や行政でもあるわけです。

実はこれ、東京も72年前までは東京府と東京市で、東京も東京府と東京市だったのです。でも、これが二重になっているからこれはまずいということで、1943年に東京府と東京市を合わせて作ったのが東京都です。東京がやったのです。72年のこれまでの間、東京でも

いろいろな改善、改善をやっていきます。

例えば、東京の場合には区長、選挙で選ばれる区長を1回選挙で選ぶことはやめるといふふうにしているのです。それでやはり不具合だから、やはり選挙で選ぶといふふうにやっているわけです。やはりこれは100%完璧かと言われたらそれはやはりいろいろ直した方がいい、直した方がいいと必ず出てきます。それは申し訳ないけれどもそのときにみんなで知恵を出して直していこうとしか言いようがないです。どんなものが出てくるのかというのは、東京の実例なんかを見ても、それは細かなことから大きなことまでいろいろありますけれども、では、今東京の制度が崩壊してしまってまったく使えないものになっているかといったらそうではないのです。だから、今後の問題というのは難しいところで、大阪都構想がじゃあ100点満点の完璧な制度かと言ったら、制度ですから100点満点なんてないです。

これは提案者としての認識ですけれども、今の制度が40点だとすれば、大阪都構想は80点くらいまでいけるだろうというような認識で提案をしました。残りの20点分はいろいろ問題が出てくればそれは改善していかなければいけない。

でも、僕が今日お話をさせてもらった大阪市民の皆さんに過大な負担、大阪の発展を引っ張る大阪都庁はない、そして住民の皆さんの声を丁寧に組み上げていく特別区役所というものがないというところで、今が40点だといふふうに考えていますから、あとは40点のままで行くのか、80点で行くのかというところを選択してもらいたいというのが、提案者の考え方ですけれども、ただ、今日話を聞いてもらって、いやいやいや、やっぱり大阪都構想40点だ、30点だと考えられればやはり反対といふふうになるのでしょうか。

ですから、100%ではありませんから、残りのところも何か不都合ができたものは、そこをきちんとやっていくということを繰り返してやっていくしかないのかな。社会の制度というものはそういうことなのかなあと思います。ただ、今のままで行くのか、今がもし改善しなければいけないと考えるのであれば一歩進めていくのか。提案者としては、今よりも一歩進めていこうと。もちろんもっと良いものには時間をかけながら問題が出てくるたびにそれは対応していけばいいといふふうに考えています。

実際に東京もそれでいろいろな改善、改善をやりながら72年経って今の東京の都制度というものがありますので。回答になっていなければ申し訳ないのですけれども。

(司会)

ご質問ありがとうございました。

(橋下市長)

さっきの学校選択制のお母さんも。もうお母さんいなくなっちゃった。ごめんなさい。やはり学校選択制がなくなるかどうかというのは時の選挙で選ばれた長のある意味判断に

なってきますので。ただ、教育行政というのは基本的には時の長が代わったからといってコロコロコロコロ変えてはいけないとはなっていますけれども。でも、実際に僕が大阪市長になって、今まで学校選択制を認めていなかった大阪市の教育委員会が学校選択制を認めるようになったので、やはりそのときの市長が誰になるかというのは重要なのです。だから。

これは長の場合はその地域に住まなくてもいいのです。僕は豊中市民です。もう豊中市民ですけども大阪市長をやっているのです。それは大阪のためにという思いでもやっているつもりですけども、それがおかしいと言う方もいらっしゃいますけれども。だから、ただ、僕は大阪府知事の経験があるので、知事の経験もあるから大阪市内の行政のことも分かっているつもりです。でも、他所の人が普通入ってくるとなかなかそういう人っていないですから、よくだから僕は皆さんに当選させてもらったなあと思うのです。豊中市民なのに。ただ、大阪市にずっと住んでいたというところもありますし。だからそこは、時の長が考えますけれども、やはりそれは有権者の声を聞くので、選挙で選ばれた者は。だから、金谷は今僕から選ばれた区長ですけども、選挙で選ばれるということになると有権者の声を聞くので、有権者の皆さんが、保護者の皆さんが、学校はやはり選ばせてくれという声をあげないといけないのです。それが選挙のときには非常に通じるので。だから、今僕は学校を選べるような仕組みにしていますので、ぜひそれを継続できるような、継続してもらえようような区長になってもらいたいなど。僕はやはり学校は選べないといけない。決められた学校に行くなんていうのはとんでもないという思いでなんとか今回大阪市長をやって、ゴロっとそれは変えさせたのですけれども。

(司会)

ありがとうございました。そうしたら、質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(橋下市長)

長時間ありがとうございました。1時間という時間でしたけど、なかなか伝わりにくかったかと思えますけれども。

最初からよく分かっていたとか、何となく分かっていたという方は除いて、最初よく分からなかったけど、聞いたらどこで判断するのかというのは分かったよというのはどれくらいいらっしゃいますか。そうですか。もう本当ありがとうございました。本当に5月17日は未来を決める本当に皆さんの貴重な1票で未来を決める住民投票になりますので、賛成、反対、やっぱりおかしいってことであれば反対、そういうことをしっかり判断していただいて、未来を決める、大阪のために1票をよろしく願います。本当にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、説明会の終了にあたりましてお願いを申し上げます。本日は満員でございますので、退場につきましても、スタッフの誘導に従っていただきますように、よろしくお願いいたします。本日お配りした資料はお捨てにならないように、必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日の日曜日でございます。大切な1票でございますので、必ず投票をされますようお願いいたします。住民説明会はほかの会場の説明会もユーストリームによるネット中継録画に加え、全ての区役所でも中継をしております。もう一度説明を聞きたい、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらの方もご利用ください。

それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。ありがとうございました。お忘れ物のないように座席の周りをもう一度ご確認のうえ、スタッフの誘導に従ってご退場いただくようお願いいたします。なお、まだご質問おありということであれば、会場の出口付近で質問用紙を置いておりますので、ご記入いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。